

御嵩町新庁舎等整備事業 質問に対する回答【要求水準書】

No.	ページ	項目	箇所	質問内容	回答
1	4	第1-4	イ・ウ	児童館の設計業務（確認申請業務含む）は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書9ページ2(1)に記載のとおり、児童館の変更設計に係る経費については本事業に含みます。
2	5	第1-4	エ	新庁舎への移転・引越し業務が含まれていますが、移転するもの等の明細はございますでしょうか。また、廃棄については町の負担と理解すればよろしいでしょうか。	「質問に対する回答【募集要領】」N0.4の回答のとおり。 なお、廃棄については町において実施します。
3	5	第1-4	エ	同頁5任意提案事業の例示にもあります「調達済みの町産木材」につきまして、本資材を活用させていただく場合は貴町から無償で支給いただけるものであり、事業者は保管場所より必要分を運搬する業務のみを行うものと理解してよろしいでしょうか。また、保管されている木材の品質は保証されているものと理解してよろしいでしょうか。木材の保管状況・品質を確認させていただきたく、お願いします。	お見込みのとおりです。 なお、保管中の木材は一般市場と同等の品質を確保しております。なお、必要に応じ保管状況の確認は可能です。（町までご連絡をお願いします）
4	5	第1-4	キ	業務範囲の中で、「キ その他関連業務」として、「事業者間において実施するモニタリング業務」との記載があります。モニタリング実施要領をご提示ください。	適切な業務履行・品質確保等がなされているか、事業者自らの責任においてチェックするものであり、その方法や実施時期、頻度等については事業者間において協議し決定するものと考えます。なお、本件実施に係る経費の発生の有無については事業者の判断に委ねます。
5	6	第1-6	ア	P6のア総括管理業務の責任者の「総括管理者」と、P27のア工程表の作成の「総括責任者」は同一人物でしょうか。	お見込みのとおりです。
6	7	第1-6	オ	維持管理業務の責任者は、要求水準を満たせば常駐の必要は無いとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	7	第1-7		町民ワークショップは、契約前と契約後の2回のみ開催という理解でよろしいでしょうか。	現時点ではそのように考えております。
8	7	第1-7		「事業者は基本設計の初期段階において町民ワークショップ等を開催し、～町との協議のうえ可能な範囲で設計に反映すること。」とありますが、本協議の結果、設計変更により発生する増額分は貴町より追加でお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	全体事業費の中で金額を調整し進めてまいります。このため、場合によっては要求水準内容の変更、見直し等を図る可能性もあります。
9	7	第1-8		「町内及び可茂管内に本店又は営業所を有している維持管理事業者に必要な業務の一部を委託するものとする。」とありますが、「必要な業務の一部」の内容については事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10	8	第2-1		敷地面積 35,856㎡（開発面積）とありますが、申請上の敷地面積はどのようになりますか。	新庁舎及び防災広場②敷地（周回道路内の敷地）については約7400㎡です。防災広場①敷地については約8800㎡です。児童館敷地については約1000㎡です。
11	8	第2-2	(1)	延床面積とありますが、庁舎と保健センターの合計面積と捉えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
12	8	第2-2	(1)	構造種別は原則、RC 造若しくはS 造とし、とありますが、令和6年8月に開催された住民説明会（今後の方針に関する説明会）では、これまでに調達した木材を庁舎屋根材や内装木質化への利用を図るとしており、庁舎屋根を木造とすることの提案は裁量の範囲内でしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
13	9	第2-2	(1)	ZEB Ready相当の施設とするとございますが、認証の取得は求めているとの理解でよろしいでしょうか。	庁舎整備の目的の一つとして、環境負荷低減および脱炭素への取り組みの象徴となる庁舎整備を目指しています。これらの趣旨についてご理解をお願いします。
14	9	第2-2	(1)	新児童館の構造は木造1階建となっていますが、資材の提供は町からいただけてと考えてよろしいでしょうか。また、事業者提案として、設計変更及び、構造の変更は可能と考えますがよろしいでしょうか。	部材の提供は可能と考えておりますが、必要とする材寸や数量等については町との協議により決定します。また、設計変更及び構造の変更についても要求水準書に記載のとおり町との協議により決定します。
15	9	第2-2	(1)	新児童館における施設計画につきまして、特記事項にある「町との協議により～新たな機能の追加を予定する。なお、この場合の設計変更に係る経費についても本事業に含むものとする。」とありますが、本設計変更により発生する増額費用は貴町より追加でお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	全体事業費の中で金額を調整し進めてまいります。
16	9	第2-2	(1)	仮庁舎の費用も本事業に含むとの事ですが、実施設計図が添付されていない為、正確な費用を見込む事が出来ません。本事業で見込んだ費用と、実施設計との差異が生じた場合のリスクは町と考えてよろしいでしょうか。	仮設庁舎については、一般的なグレードを想定しております。想定する事業費と差異が生じた場合は、全体事業費の中で金額を調整し進めてまいります。
17	9	第2-2	(1)	特記事項②に、「仮設庁舎は新庁舎開庁まで運用し、その後、解体撤去するものとする」との記載がありますが、解体撤去費は今回の事業に含まれますでしょうか。含まれる場合、仮設庁舎の解体撤去をする時期についてお示しください。また、解体撤去する範囲、撤去後にどのような仕様で復元するのかもお示しください。	仮設庁舎の解体撤去費は本事業に含みます。解体撤去の時期は、新庁舎開庁後2ヶ月以内を想定しております。解体撤去の範囲は仮設庁舎のみであり、現庁舎の解体は含みません。なお、仮設庁舎撤去跡地の復旧仕様は、原則、原形復旧（アスファルト舗装）を想定しております。
18	9	第2-3	(2),(3)	関係法令・適用基準について、質疑受付時、令和7年3月24日(月)を基準と考えて宜しいでしょうか。	基準日は、基本協定締結時（令和7年7月頃）と考えます。
19	11	第3-1	(1)	ユニバーサルレイアウトとありますが、役職級の職員の座席も含めたレイアウトをお考えでしょうか。	課長職以上の座席については含めない方向で検討をお願いします。

20	11	第3-1	(1)	ユニバーサルレイアウトとありますが、元の計画図面では執務室は5つに区分されています。部課をまたぎ、執務空間の階、ブロックが分かれることについては問題ないでしょうか。	今後の組織改正や働き方の変化に伴い部課等の構成に課題が生じる可能性があることは認識しております。
21	12	第3-1	(4)	「～災害時に必要な備蓄倉庫～」とありますが、必要な倉庫の物品、規模についてご提示ください。	一時避難者等の食料、飲料水を想定しており、約5m程度を想定しております。
22	12	第3-1	(4)	「備蓄倉庫は新庁舎内に確保する必要性はないが、災害時の利便性に配慮すること」とありますが、この「備蓄倉庫」とは14頁 (4)防災広場 に記載のある「防災倉庫」と同意であると理解してよろしいでしょうか。 またこの場合、備蓄倉庫（防災倉庫）は防災広場に設置するものであり、倉庫の規模・構造等については事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	備蓄倉庫と防災倉庫は同意ではありません。なお、スペース的な課題から備蓄倉庫と防災倉庫を兼ねること及び倉庫の設置場所、構造、規模等については事業者の提案によります。
23	12	第3-1	(7)	要求水準書図面集【保健センター機能移転対象エリア】を参考に検討すること。とありますが、職員数、必要諸室名、面積は同図と変わらないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、今後、保健センター職員等とのヒアリングにより詳細を決めてまいります。なお、必要に応じ保健センターの現状確認は可能です。（町までご連絡をお願いします）
24	12	第3-1	(7)	「各諸室等の構成や規模、設備等は現施設と同程度を維持するほか、要求水準書図面集【保健センター機能移転対象エリア】を参考に検討すること。」とあります。 11【保健センター機能移転対象エリア】もとに、諸室リストを想定し、要求水準書8Pに示す『【新庁舎】～延床面積：約5,000㎡』に含めて計画することと判断しますがよろしいでしょうか。	保健センターの床面積は、新庁舎の延べ床面積に含めて検討をお願いします。
25	12	第3-1	(7)	11【保健センター機能移転対象エリア】の職員は、図面集04-1以降に示す執務スペース1～5には含まれず、独立した執務スペースを構成するものと判断しますがよろしいでしょうか。または、図面集04-1以降に示す執務スペース1～5のうち近似する部課と一緒に計画されることを望まれておりますでしょうか。	保健センターは、独立した執務スペース構成として検討をお願いします。
26	12	第3-2	(1)	建設位置については、要求水準書図面集【造成計画平面図（事業対象エリア）】に示す範囲内において整備することとありますが、3つの事業地のうちの場所に庁舎を計画するか、事業者提案としてよろしいでしょうか。	新庁舎の位置は、要求水準書図面集No. 2-1に示す周回道路内東側の位置で計画をお願いします。
27	13	第3-2	(2)	庁舎に寄り付くロータリーの整備について、構内道路との関係で設ける位置についての制限はございますでしょうか。	制限はありません。
28	13	第3-2	(2)	EV車用駐車場について、現在のEV車（公用車）の台数と、直近3年程度の配備予定をお示しいただけますでしょうか。	現在のEV公用車の台数は10台です。今後の具体的な配備計画は未定ですが、EV車普及の取り組みを進めてまいります。

29	13	第3-2	(4)	公園遊具及び公衆トイレの仕様・数量、防災倉庫の規模・構造をお示ください。	公園遊具については、事業者の提案によります。公衆トイレについては、要求水準書図面集No. 4-4を参考に検討をお願いします。
30	14	第3-3	(1)	事業費を縮減する提案のうち、要求面積を縮減する可能性はありますか。また延床面積の下限値はありますか。	要求水準を満たすことを前提に、床面積の縮減は事業者の提案とします。また、床面積の下限値はありません。
31	14	第3-3	(4)ア	DX化の推進のため、今後のフリーアドレス化への柔軟な対応とありますが、職員数の想定人数をお示しいただきたいですがよろしいでしょうか。	御嵩町定員適正化計画では、総職員数を174名としております。
32	16	第3-3	(4)オ	『～要求水準書図面集【現庁舎レイアウト図面】に示す北庁舎倉庫（2）、（3）、（5）、（6）に保管してある書類は現状のまま存置する計画～』とありますが、現状倉庫と同規模の面積を確保する。という意図でよろしいでしょうか。	北庁舎倉庫（2）、（3）、（5）、（6）に保管してある書類は存置するため、新たに倉庫を整備する必要はありません。
33	16	第3-3	(6)	「～町産木材を積極的に活用する～」とありますが、使用する木材は事業者側で購入するのでしょうか、町から材料支給されるという理解でよろしいでしょうか。	町からの材料支給となります。
34	17	第3-3	(7)イ	サッシについてはマグネットセンサーを低層階に設置することと記載がございますが、低層階とはいえ、全てのサッシにマグネットセンサーを設置すると、設置コストが高額になります。また窓ガラスが割られた場合、マグネットセンサーは反応しません。施設への侵入を警戒するのであればパッシブセンサーでの提案もご了承いただきたい。	事業者の提案によります。
35	17	第3-3	(7)エ	『エ 議会部分のセキュリティ～（レベル1相当）（レベル2相当）～』とありますが、前項にしめすレベルは『オ セキュリティレベル 各諸室のセキュリティレベルは下表のとおりとする。』とする下表のレベルと同じ程度を指すものと考えてよろしいですか。	※後日回答します
36	17	第3-3	(7)エ	『エ 議会部分のセキュリティ～（レベル1相当）（レベル3相当）～』について、「・議会、議員が利用する諸室などのエリア（レベル3相当）」とありますが、議会・議員が利用する諸室などのエリアの範囲として、次の3つ（議員が使用する「諸室」／「庁舎入口から諸室に至る経路」／「議員専用の駐車場」）が考えられますが、どこまでを「議会、議員が利用する諸室など」とお考えでしょうか。具体的な室名も併せてお示しいただけますでしょうか。	※後日回答します

37	17	第3-3	(7)オ	「オ セキュリティレベル」下表について、セキュリティレベル2、3の諸室は～等とありますが、必要諸室に対し明記していただけますか。特にセキュリティレベル3については「～カード認証等による職員の入退室、入退館管理が可能な機能を整備すること。」とあり、提案内容、コストにかかわるため明確な諸室をご提示いただけますか。	※後日回答します
38	18	第3-3	(8)ア	浸水対策に関し、想定最大規模降雨時において、雨水の館内流入や場内浸水などにより、行政機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じることとあります。具体的に浸水はGLレベルよりどのくらいになりますか。	計画地のG Lについては、町のハザードマップにおいて想定最大規模の降雨時（1000年に一度の大雨）にて浸水しない想定となっております。
39	18	第3-3	(8)ウ	(8)防災時の災害対策機能について、対象部署への供給容量（必要能力供給 設定）何%と想定すれば宜しいでしょうか。	新庁舎には500KVA相当の自家発電設備を整備する計画としております。この容量を参考に対象諸室への供給検討をお願いします。
40	19	第3-3	(10)	昇降機に関し、最低必要台数は1基とし、法に照らした計画とすることによろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
41	19	第3-3	(12)	什器計画について既存の什器類について転用可能なものは再利用するものとありますが、既存什器で再利用予定の什器をご教示ください。	原則、デスク、イス、キャビネット、共用部什器類については新調する計画としております。再利用予定の什器類については今後、事業者と協議し決定してまいります。
42	19	第3-3	(12)	什器備品リストの公表を予定されてますでしょうか。既存の什器類の転用も可とありますが、先に新規備品と転用既存備品リストを示して頂けないと積算が困難となります。	No. 41の回答のとおり。
43	19	第3-3	(12)	執務エリアの什器備品類はすべて新調することになりますでしょうか。また、移設品はございますでしょうか。あるとすれば明細、数量を明確にしていきたいです。	No. 41の回答のとおり。
44	19	第3-3	(12)	上記に伴い、事務器類のコピー機などは新調することになりますでしょうか。またその場合リース品での対応は可能でしょうか。	コピー機等の事務機器類は、別途、町でリース対応します。
45	19	第3-3	(12)	「既存の什器類について転用可能なものは再利用するもの」とありますが、適切な費用算出を行うために現状保有されている再利用可能な什器類の具体的な内容をご教示願います。 また、設計段階での協議により追加で再利用するものとなった場合の費用については事業費から減額されるものではないと理解してよろしいでしょうか。	No. 41の回答のとおり。 また、後半の記述についてはお見込みのとおりです。
46	21	第3-5	(4)	太陽光発電設備について、60KW相当以上の太陽光発電設備を設置とあります。現庁舎の太陽光発電設備が設置されているのであれば、設置の容量と、電力使用量を開示いただけますでしょうか。	現庁舎には、太陽光発電設備は設置しておりません。

47	24	第3-5	(22)	町防災システム移設、県防災システム移設、県震度情報ネットワークシステム移設について具体的な内容をご提示願います。	既存の操作卓、パラボラアンテナ、震度計などの機器類の撤去・移設・再設置のほか、配線配管工事、試験調整等を行うものです。
48	28	第4-1	(1)ウ①	「賃金又は物価の変動などにより工事価格の増減が予測される場合は、提案時見積書の総額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、町と協議すること」と記載がありますが、昨今の物価上昇を踏まえ、コスト管理しきれない物価上昇等があった場合、物価スライドの適用をお願いできますでしょうか。また適用いただける場合、スライド条項についての具体的なご提示をお願いいたします。	※後日回答します
49	28	第4-1	(1)ウ④	維持管理期間中のコスト管理として、賃金または物価変動などにより維持管理経費の増減が予測される場合は協議とされていますが、具体的にどの程度の上昇または下降の際に協議が行わえると認識すればよいでしょうか。	※後日回答します
50	28	第4-1	(1)ウ④	維持管理期間中のコスト管理において、賃金又は物価の変動などにより維持管理経費の増減が予測される場合は、町と協議することと記載がございますが、町では物価上昇の指標を使用せず、事業者の予測による増減で協議が行われるとの理解でしょうか。	※後日回答します
51	29	第4-1	(2)ウ	工事車両等の工事動線は、極力、土木造成事業者の動線と分離する計画とすることと記載がありますが、土木造成事業者の検討している工事動線をお示してください。	土木造成事業者が決定次第、双方において協議し決定してまいります。
52	32	第4-3	(3)カ	「材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。」とありますが検査を実施する製品を具体的にご教示ください。	具体的には事業者決定後、町との協議により詳細を決定してまいります。通常の官公庁発注工事で履行している範囲を見込んで頂ければ結構です。
53	33	第4-4	(3)ウ	「新設建物により影響を受ける既存埋設配管等は事前の調査を行い、切り回しや仮設計画を立て、町へ説明し了解を得て作業に当ること。」とありますが、既存埋設配管の有無がわかる資料を開示いただけますでしょうか。 資料が無い場合、本業務に要する費用算出をすることができないため、事業契約締結後に調査を実施するものとし、その調査および撤去等に要する費用については追加で貴町に請求することができると理解してよろしいでしょうか。 また、この追加での調査により工事期間の延長が必要となった場合でも事業者には貴町の負担にて工事を実施するものと理解してよろしいでしょうか。	計画地一帯において、町が把握している埋設配管については町上下水道管のみであり当該資料を提供します。また、埋蔵文化財の関係については、現状では遺跡等は確認されておりません。なお、上下水道施設（管路の移設）工事は、本事業に含まず、別途土木造成工事にて実施します。 後述のリスク分担の考え方についてはお見込みのとおりです。
54	33	第4-4	(3)エ	「障害物の撤去または新設する時は～」とありますが地中障害の有無について資料を開示いただけますでしょうか。 資料が無い場合、本業務に要する費用算出をすることができないため、事業契約締結後に調査を実施するものとし、その調査および撤去等に要する費用については追加で貴町に請求することができると理解してよろしいでしょうか。 また、この追加での調査により工事期間の延長が必要となった場合でも事業者には貴町の負担にて工事を実施するものと理解してよろしいでしょうか。	No. 53の回答のとおり。

55	34	第4-4	(3)コ	「現場事務所を設置すること。現場職員を1名以上常駐させ、～連絡が取れる状態であること。」とありますが現場事務所を設置できる場所は、提案書対象エリア以外で、ご提供いただけますでしょうか。その場合は、ご提供いただける場所・範囲をご教示ください。また、仮設庁舎設置から新庁舎建築工事乗り込みまでの間は、事務所は残置してもよろしいですか。また仮設庁舎と新庁舎建築の着工時期にかなりの乖離が発生する為、人手不足の現況を鑑みて現場代理人もしくは監理技術者の変更を行ってもよろしいでしょうか。	現場事務所の設置場所は、事業者において確保をお願いします。また、現場事務所の設置時期については、新庁舎建築工事着手時期までは特段必要ないと考えておりますが、事業者の判断に委ねます。なお、配置技術者の変更についてはお見込みのとおりです。
56	35	第4-4	(3)コ	土壌汚染、地中障害などがあった場合は、町へ報告し、適切な手続き（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に順じ適正に処置を進め、工事変更契約を交わす）管理を行うことと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	36	第4-4	(5)	補助金活用メニューの対象の条件（面積、仕様など）を明確にしていきたいですがよろしいでしょうか。	地方債として、市町村役場機能緊急保全債、緊急防災減災事業債、脱炭素債、こども子育て支援事業債等の活用を予定しております。その他、木材利用に係る県補助金の活用も予定しております。
58	36	第4-4	(6)	その他事業者が必要に応じて実施する各種調査に 地中障害物調査の 記載がありますが、立地場所を考慮し対象外と考えて宜しいでしょうか。	事業者が必要と判断する場合において実施するものと考えます。
59	36	第4-5	(3)	維持管理業務の業務区分において、町で使用するサーバーやイントラネットの管理は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	38	第4-5	(13)②イ	運転・監視に関して、各設備を効率よく監視する為、自動制御等を活用した運転監視でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
61	38	第4-5	(13)②イ	監視の為の人員を常駐・非常駐とするかは、事業者の提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
62	40	第4-5	(13)⑤(イ)	施設内より発生した全てのごみの処理が業務に含まれますが、参考値として現在の年間排出量(分別種別)をご提示ください。	2023年度の年間排出量を以下に示します。 可燃ごみ：6630kg ビン：40kg 缶：10kg
63	40	第4-5	(13)⑥(1)ア	文書、物品、各種料金等の受領、保管、伝達とありますが、公共料金の受領や各種申請書類(婚姻届や死亡届等)受領又は保管、許可証(埋火葬許可等)発行及び伝達が該当するものと考えますが、その手続きを行う際の受託者の立場(御嵩町の代理者、委任者等)はどの様になるかご教示ください。	本業務の履行に際し、必要な諸手続きが発生した際には、各担当課へ速やかに引継ぎ（場合によっては電話連絡）を行っていただきます。
64	40	第4-5	(13)⑥(1)ア	電話の対応や文書・物品各種料金等の受領、保管、伝達と記載がございしますが、年間の対応実績をご教示願います。	1日あたりの平均的な対応頻度を以下に示します。 平日：電話対応10件程度、文書等受領1件程度 休日：電話対応5件程度、文書等受領1件程度

65	40	第4-5	(13)⑥(1)ア	警備巡回とは警備業法に定める警備員でなくても業務内容を実施することが可能であれば、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	警備業法に定める警備員とします。
66	40	第4-5	(13)⑥(1)ア	庁舎の開錠及び施錠の時間に関して、原則として午前8:00～午後5時45分の施錠と記載がございますが、平日のみの対応との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	40	第4-5	(13)⑥(1)ア	その他警備業務として必要な業務とは、具体的にどのような事象を想定してみえますか。	提案事業により新たに発生する業務等を指します。
68	40	第4-5	(13)⑥(1)ア	業界全体の問題として、人員の確保が困難となっております。機械警備やWEBカメラ等を採用し、人員によらない業務の提案を行うことは可能でしょうか。	要求水準を満たすことを前提に、具体的な手法については事業者の提案とします。
69	40	第4-5	(13)⑥(1)イ	警備巡回業務において1人体制とありますが、記載時間内において1人配置し、休憩や仮眠等は可能と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	41	第4-5	(13)⑧	その他維持管理業務において必要な業務とは、具体的にどのような事象を想定してみえますか。	提案事業により新たに発生する業務等を指します。
71	-	その他		屋外倉庫は、必須でしょうか、ご教示ください。	屋外倉庫の定義が不明ですが、防災倉庫に関しては必須です。
72	-	その他		事業契約書、基本協定書の開示をお願いします。	第1回回答（募集要領）N0.5の回答のとおり。
73	-	その他		指定業者はございますでしょうか。またある場合は、具体的な工種と企業名を明確にしていきたいです。	設計・施工業務に関しては指定業者の定めはありません。維持管理業務に関しては地元配慮の観点で業務履行をお願いするものでありますが、特段、指定業者の定めはありません。
74	-	その他		防災広場に関し、届け出等の基準はなく、あくまでも広場を造る認識でよろしいでしょうか。特別な届け出、申請が必要な場合は具体的にお示ししたいです。	事業者の提案によります。提案内容により届出や手続き等が必要な場合は、事業者において実施してください。
75	-	その他		起工式・竣工式に関する記載がございませんが実施はしますでしょうか。また実施する場合の費用については貴町にて負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。事業者側で負担する場合はそれぞれ想定参列者数をご教示いただけますでしょうか。	起工式（安全祈願祭）については、事業者側の負担にて履行するものと考えております。竣工式については、現時点で具体的な計画がないため、内容・規模・費用負担を含め、今後、町と事業者において協議し決定してまいります。